選挙運動用自動車運転契約書

収入

印紙

紀北町長選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と

　　　　　（以下「乙」という）は、

甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１．運転する期間　　　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで（　　日間）

２．契約金額　　　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　　　　　　　　　　（１日につき　　　　　　　円）

３．運転する自動車の車種及び登録番号

　車　　種

　　　　　　　　　　　登録番号

４．請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、紀北町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、紀北町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は紀北町には請求できない。

５．その他

　　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

　　　　年　　月　　日

甲　　紀北町長選挙候補者

　　住　所

　　氏　名

乙　　住　所

　　名　称